

「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況に対する変える会見直し状況

平成15年4月23日
外務省変える会

I. 政・官の在り方

外務省改革「行動計画」(平成14年8月21日付)	進捗状況(平成15年3月25日付外務省総括)	見直し状況(変える会)
<p>7月16日の閣僚懇談会における「政・官の在り方」に関する申し合わせと「変える会」最終報告書を踏まえつつ、外務省として以下の措置をとる。</p> <p>1. 文書作成義務【本年9月1日着手、10月末までに実施】</p> <p>文書管理規程を改正し、次の3類型に関する国会議員からの意見提出について、文書化する。その際には、省員側の応答も記録する。作成した文書については、閣僚懇談会申し合わせのラインで確認を行い、内容確認は、下記2.の政務本部を通じ行う。(内容確認の際に政側と官側で意見が異なり、最終的に意見の調整がつかない場合には、両論併記として保存する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 採用・昇任等の人事管理 - 許認可・補助金交付決定等の事務事業 - それ以外の政策・施策に関する意見提出のうち、大臣の事務統括権限に支障が生じ得るもの。 	<p>3類型の事項について、文書化することとし、文書管理規程の改訂案を作成・省内周知した。</p> <p>作成した文書の内容確認(クロスチェック)については、行政府の一員として、閣僚懇談会の申し合わせと整合的な形で対応する。</p> <p>国会議員等と接触した際の大臣等への報告及び対処ぶり決定のためのフォーマットを作成した。</p>	<p>政と官の在り方に関し、平成14年7月16日の閣僚懇談会申し合わせを踏まえつつ、平成15年1月30日から、外務省の人事管理や許認可等に係る事務所掌について国会議員等から特定の方針に基づく意思決定を求める等の意見提出があった場合には、当該情報について文書を作成することとなり、かつ、その作成文書及び対応・処理結果のフォーマットも定められており、この措置は、政と官との関係をより適切に保つために資するものと考えられる。なお、これまで、その対象とされている意見提出がなかったとのことである。</p>
<p>2. 政務本部の設置【本年10月末までに設置】</p> <p>以下の通り、大臣指示の拡充等の措置を講じ、国会や政党(特に部会)との連絡をはじめ政務関係事務の担当を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大臣を本部長とし、副大臣・政務官と次官等からなる政務本部を設置する。 - 副大臣は国会や政党との連絡事務等を統括する。 	<p>昨年10月31日に政務本部を設置した。</p> <p>同年11月11日に連絡協議第1回会合を開催(副大臣主宰)し、以後、毎週1回同連絡協議を行い、省内政治レベルと事務レベルが連絡を密にし、国会対応等にかかる協議を行っている。</p>	<p>政と官との適正な役割分担と協力関係を維持し、国会や政党との連絡を初めとする政務関係事務を司るために、平成14年10月31日に、大臣を本部長とする政務本部が設置され、同本部の任務を遂行するために、副大臣が主催する連絡協議会が開催されることとなったところ、その開催は、週1回という頻度ではないが、国会日程等の関係でやむを得ない。この事務連絡協議会においては、上記1記載の意見提出に関する処理方針も諮られることとなっており、今後、連絡協議会を含む政務本</p>

- 政務官は，副大臣の統括の下，政務補佐要員（現在の国会担当の官房審議官・参事官，条約局審議官，官房総務課国会班）とともに国会や政党との連絡事務に参画する。

- 副大臣主宰で政務官と官房長等の事務方との連絡協議を定例化する。

部の積極的な運用が望まれる。

II. 外務省職員の意識改革

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 外務省職員に対する「使命」感の付与【直ちに実施】</p> <p>外務省研修所における新入省員研修，首席事務官研修，外部からの出向者をも含む在外赴任前研修等，あらゆる研修機会を活用して，外交業務に携わるに当たっての使命感を徹底する。</p> <p>本省各部局においてもそれぞれの部局が積極外交を推進し，国益を推進する上で期待される役割につき，各局長の責任で職員の指導を徹底する。</p> <p>在外公館においては，我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下，館長自らが陣頭指揮に当たるとともに，館長が責任を持って館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。</p> <p>この関連で，外務省員行動規範を定め，徹底する。</p> <p>2. 在外公館の対応の改善</p> <p>(1) 在外公館の対応についての外部アンケート調査【本年9月着手，12月末までにとりまとめ完了】</p>	<p>各種研修の機会を活用して，職員が外交に携わる者として能力を不断に磨き，自覚と責任を持って行動するよう指導することにより，使命感の徹底を図った。</p> <p>：首席事務官研修（昨年8月28日～30日） ：在外赴任前研修（昨年8月以降，既に5回実施） ：第5部研修（各省庁からの在外公館への出向者）（昨年9月4，5日） ：在外次席研修（本年1月15～17日） ：第2部・3部後期研修（在外研修前のI種・専門職職員）（本年3月3日～）等</p> <p>省内における幹部会等の機会を活用して，外務省員に期待される役割につき周知・徹底を図るとともに，国益を守る強靱な外交を推進できるよう体制の整備に努めている。</p> <p>館長による在外公館館員の指導については，日々の在外公館との連絡の機会や在外公館長会議等を活用して，徹底するよう促している。</p> <p>外務省員行動規範の徹底については，省内LANインフォメーション・ボードへの掲示及び訓令等を通じて本省及び在外双方において周知している。</p> <p>更に，全省員が携行し得るよう行動規範を記したカードを作成し，配布した。</p> <p>外務省員の意識改革に関連し，「使命」感の付与，外務省員行動規範の徹底のみならず，組織のマネジメントや職場における上司と部下の関係のあり方を考える機会を提供すべく，新入省員研修の一環として外部民間経営者による講義を取り入れることとした。</p>	<p>外務省職員に限らず，すべてのものがそれぞれの使命感をもって職務に当たることが重要であることは論を待たない。過去の一連の不祥事等乗り越え，意識改革を徹底するとの観点から，本省内のみならず在外公館に対しても機会を捉えて可能な限り指導を徹底するよう努めたほか，「行動規範」を策定し，その遵守の徹底に努めている。この方策は，他府省に先立つものであり，また，変える会の提言にもなかったものであり，外務省職員の意識改革を図る上で極めて有効な方策と言えよう。</p> <p>加えて，外務省職員の模範として推奨するに値する業績のあった職員を表彰する「川口賞」を創設し，功績のあった職員らを表彰したことは，外務省職員が高い使命感と意欲を持って職務を遂行することに資することが期待される。</p> <p>使命感の付与を含む意識改革に研修が有効であり，外務省においては，各種研修の機会を活用して，省員が自覚と責任を持って行動するよう指導するなどしていることが認められるところ，研修等において，抽象的な精神論ではなく，目指すべき外交のビジョンや戦略に基づいた具体的な「使命」・「役割」を明示することが重要である。</p>

本年度中に一部の在外公館について、在外公館に対する意見や要望につき、在留邦人よりアンケート調査を試験的に実施し、今後の業務に活かす。その結果を踏まえ、必要であれば来年度以降もこれを継続する。

(2) 在外公館窓口業務体制の改善【実施中】

窓口時間の延長を実施済み。引き続き上記(1)のアンケート調査結果を踏まえ、一層の改善を図る。

(3) 大使、総領事等の領事事務への従事

本年夏より若手種・専門職職員を語学研修終了直後から、約1年間在外公館において領事事務に従事させている。【実施中】

大使、総領事などの在外公館幹部についても、領事事務への監督責任を改めて明確にし、領事出張サービスなどにも参加させる。【本年9月より実施】

対日本企業支援のアンケート調査については既に経済局が実施済みであり、発表に向け作業中。

それ以外の項目についてのアンケートについては、昨年12月上旬、在外19公館にてアンケートを実施。これまでに約1,500通を回収。2月下旬に最終報告を取りまとめた。現在、発表に向け作業中。

本省及び在外公館領事部の窓口時間延長については在留邦人より好評を得ている。

領事窓口対応の向上を目的とした「領事窓口担当者会議」を昨年初めの米国、ブラジルに続き、昨年9月に英、独、仏において開催済み。更に、本年3月6、7日には豪州において大洋州地域の11公館の窓口担当者を招集し開催した。

昨年夏より開始した若手種・専門職職員の領事事務従事は、開始時の実践的な研修と併せ成果を上げている。対象公館についてレビューを実施している。

昨年9月、在外公館に対し訓令を発出し、種々の機会をとらえた在留邦人との積極的な接触、館内コミュニケーションの強化や緊急事態における館内役割分担の明確化やシミュレーションの実施等緊急時の体制構築、及び館幹部の領事出張サービスへの参加励行等を指示し、公館幹部の役割と責任を明確化した。その結果、在外公館からは、公館長等幹部が、例えば現地日本人会や日本人学校等の各種行事に参加する等在留邦人との積極的なコミュニケーションを図っていると共に、必要に応じ任国(地)政府関係機関に対する邦人保護や活動環境整備等の申し入れを行っている、更には、館員の出張や邦人の集まる様々な機会を捉え領事出張サービスが積極的に実施されている等の報告がなされている。

調査結果の公表がいずれも遅れ(本年4月15日)、調査結果を業務改善に生かすまでに至っていない。在外公館の対応に関する調査結果については、後述「大使館などの業務の見直し2.(2)窓口サービスを中心とした領事事務の改善」参照。

窓口時間の延長や領事窓口担当者会議の開催等により窓口業務体制に改善を図るための措置が講じられているが、上記外部アンケート調査結果をも反映した更なる改善が望まれる。

若手種・専門職職員の領事事務従事及び領事事務における公館幹部の役割と責任の明確化等の措置が執られているが、上記アンケート結果を反映するためにも、今後、大使や総領事等が領事事務に携わることで、個々具体的に窓口業務体制の問題点を把握するなどして改善することが望まれる。

3. 在外研修員に対する外交旅券の付与の廃止【本年9月付以降の発令者より実施】

在外研修員に対する外交旅券の付与は、原則として廃止する。

在外研修員に対する外交旅券の付与は、原則として廃止することとした。他方、派遣対象国45ヶ国のうち6ヶ国については、外交旅券の廃止により研修の実施に重大な支障を来すおそれがあることから、例外とした。

所要の措置は執られているが、今後も、研修国の状況変化等に基づく見直しをすることが望まれる。

4. 法令の遵守(公務員倫理法・同規程及び現地法令の遵守・尊重)【直ちに実施】

<p>国家公務員倫理法・倫理規程の遵守及び在外公館における現地法令の尊重について、省員に改めて周知徹底する。</p> <p>5. 言葉遣いと夫人間の関係 【直ちに実施】</p> <p>在外公館において、館員の配偶者の果たすべき役割は重要であるが、配偶者間に上下関係がないことを再確認する。また、職員の言葉遣いの改善についても改めて周知徹底する。</p>	<p>在外赴任前研修の機会等を活用したケーススタディーによるきめ細かい指導等を通じて倫理法，倫理規程の周知徹底を図っている。</p> <p>また，在外公館に対し，国家公務員倫理法，倫理規程の遵守及び現地法令の尊重を求める訓令を発出済み。</p> <p>上記在外赴任前研修の機会等を通じ，館員配偶者の関係には，上下関係がないことを再確認している。他方，館員の配偶者が種々の在外公館の活動に積極的に参加することは，わが国の外交活動との関係からも重要な意義を有するところ，配偶者の役割等についてのガイドラインを作成の上，在外全公館に発出予定。</p>	<p>法令遵守のため必要とされる相当の措置を執っており，今後このような措置が徹底されることが望まれる。</p> <p>言葉遣いの改善および館員配偶者間に上下関係がないことを再確認するための措置が執られたほか，その重要性に鑑み，併せて，館員配偶者の果たすべき役割等に関するガイドラインも作成・発出されている。</p>
--	--	---

III. 人事制度の再構築

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 競争原理の徹底・職員の淘汰</p> <p>(1) 種職員の自動的な昇進の廃止【直ちに実施】</p> <p>種職員の大半は、これまで特段の事情が無い限り、ほぼ同期一律で11級まで昇格してきたが、今後は、これを廃止し能力本位の原則に基づき、より厳しい昇格審査を行う。特に、11級及び10級への昇格については、原則として特定の管理職ポスト（11級については重要課長相当ポスト、10級については課長相当ポスト）への昇任を条件とする。（本省の課長相当ポストに昇進しない者については、9級までで昇進がストップすることになる。）</p> <p>その過程で10級に昇格しなかった職員について、その後の研鑽如何では昇進する可能性（セカンド・チャンス）を残し、組織の活性化を図る。</p> <p>(2) 専門職，種職員のキャリア・パス（異動・昇進コース）【直ちに実施】</p> <p>専門職職員は、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易などの専門家として養成され、活躍することが期待されている。キャリア・パスを設け、今後、一層その能力を活用するため、成績優秀な者については大使館の政治部長等のポストへの任用等を積極的に行っていく。また、特定の専門分野に加えて管理能力も備えていると認められる職員については、若いうちから首席事務官等のポストに任用し、訓練を施し、大使・総領事や本省幹部への昇進の機会を積極的に設けていく。</p> <p>種職員についても、誇りを持って仕事に励みうるような体制づくりを行う。具体的には、会計、情報通信（IT）、領事、総務・渉外等、主に四つの分野で専門家を養成し（但し、この四分野に限るものではない）、語学を含めた研修を強化する。また、本省では係長や課長補佐、更には室長、在外公館では管理部長や情報通信部長などの地位に昇進させ、特に優秀な者については公館長にも抜擢する。</p> <p>(3) 大使の任用</p> <p>適材適所の原則の下、最適の人材を大使に任用するため、省内で</p>	<p>種職員の昇格につき、課長相当ポストへの昇任を条件とする等、明確な差が認められる運用とすることとした。</p> <p>実際の人事運用の中で実施中。</p> <p>人事課において専門職職員の人事をきめ細かく見れるよう、担当者を1名増員し、計3名体制とした。</p> <p>実際の人事運用の中で実施中。</p> <p>人事課において種職員人事をきめ細かく見つつ、III種職員がキャリア・パスを築けるよう、担当者を3名増員し、計5人体制とした。</p> <p>大使については、外部からの人材の任用と専門職からの任用の双方に</p>	<p>措置を実施するに当たっての運用指針が策定されており、運用が実施されているが、今後の実施状況を確認する必要がある。</p> <p>いわゆるセカンド・チャンスを与えるべく、昇進のために克服すべき課題等を告知するなどの措置を執っているが、今後このような措置が定着することが望まれる。</p> <p>実際の人事運用の中で実施中であり、専門職の課室長への任用も積極的に行われているが、今後の実施状況を確認する必要がある。</p> <p>種職員人事を適正に実施するための体制は整ったが、今後の実施状況を見守る必要がある。</p> <p>積極的運用の方向性が認められるとともに、今後の運用状況を見守る</p>

の競争を強化するとともに、省外からの適材の発掘に努める。
【直ちに実施】

大使任用に当たっては、厳格に能力・資格を審査すべきであり、種職員については、本省の課長ポストを経験しなかった者は原則として大使に任用しない。

(注：本省の課長ポストには、中央官庁の課長は含まれる。)

【直ちに実施】

外務省専門職職員からの大使任用に当たっても、同様に厳格に能力を審査するが、「変える会」最終報告書の提言(経過措置として大使ポスト2割程度を専門職)に沿って、管理能力を備えた優秀な専門職職員については、課長相当ポストを経験させた上で、これまで以上に積極的に大使に任用する。【直ちに実施】

課長等の中堅職員についても、能力・適性に応じて大使に任用する。【直ちに実施】

外部の有能な人材の大使任用については、本年2月以降、今夏までに、本省幹部及び大使等に外部の有能な人材10名を任用する方針を明らかにし、実績を上げてきているが、今後、最終報告書の提言(「目安」として今後3年以内に主要国を含む大使ポストの概ね2割に外部の有能な人材を任用)に沿って、これまで以上に積極的に外部人材の大使任用を行う。【直ちに実施】

その過程で、「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」の見直しを行う。

【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】

「変える会」最終報告書の趣旨を踏まえ、「大使人事選考委員会」を設ける。(同委員会の構成及び具体的役割について早急に検討し、結論を得る。)
【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】

ついて、最終報告書の内容に沿った人事運用を行うこととしたほか、種職員については、本省の課長ポストを経験しない者は今後原則として大使に任用しないこととした。

実際の人事運用の中で実施中。

昨年4月以降、本省幹部及び大使・総領事に外部から16名を起用した。(現時点での外部からの本省幹部・大使等は計23名)

「大使人事選考委員会」(外務人事審議会)で「基準」について議論していくこととした。

「大使人事選考委員会」の機能を外務人事審議会が担うと共に、同審議会の委員を2名増員する方向で関連政令の改正を行うこととした。

必要がある。

今後の運用状況を見守る必要がある。

行動計画後、専門職職員から6名が大使に任用されている。

実施例はまだ見られていないが、有能な大使を育成する観点からも、若い人材の起用については、適材を探し、早急に実施すべきである。

外部からの人材の任用は、平成14年4月以降現時点までに、外部から大使任用者数は9名、総領事任用者数は1名で、その外、本省幹部等に合計6名が登用されており、大使任用を含め、積極的な外部人材の任用がなされている。

外部からの人材を幹部ポストに起用する際の基準の見直しは、外部人材の任用において喫緊の課題であり、早急に実施すべきである。

行動計画においては、これまで以上に積極的に外部人材の大使任用を行うこととされ、今後3年以内に主要国を含む大使ポストに概ね2割に外部の有能な人材を任用することを目安としており、さらに、「変える会」最終報告書の趣旨を踏まえ、「大使人事選考委員会」を設けるとしている。従って、その実現のためには、これまでのような個々の対応ではなく、大使が果たすべき職務・役割(ジョブ・ディスクリプション)を明確に定め、その職務を果たすことが可能と思料される適材を各界から広く発掘し、その適性を審査し、候補者を提示することができる体制を早急に確立することが急務であって、これなくして、有能な外部人材の積極的な大使任用は不可能である。その意味で、「外務人事審議会」が果たす役割は極めて重要であり、これらの機能を果たすためには、大使の果たすべき役割・職責・人選等について実務的な観点も踏まえての十分な分析・検討に基づき、具体的かつ実践的な人材発掘・候補者選定手続を策定し、実行に移すことが必要となる。しかるに、喫緊の課題である大使の果たすべき職務・役割を検討・策定することなく、これらの役割を、全く別の役割と目的をもって組織・運営されてきた外務人事審議会に対して、直ちに負わせることが、最適な政策手段といえるか、

大使の業績について、その活動実績について厳格な評価を毎年行い、下からの評価とあわせ、総合的に判断し、その後の人事に反映させる。【直ちに実施】

また、3年後に大使人事の運用状況の検証を行う。

【3年後に実施】

評価方法は、「変える会」最終報告書の提言をベースとして更に詳細を詰める。

【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】

大使の任期については3年を一つの目処とし、任国の事情や業績を見つつ判断する。【直ちに実施】

省外から大使を任用する際には、研修及び事前ブリーフィングを含め必要な支援体制を整える。【直ちに実施】

(4) 大使の再就職【直ちに実施】

特別職である大使の再就職について、国家公務員法第103条及び人事院規則「営利企業への就職」に規定された基準を準用する。

(5) 国際機関への出向、外部との人事交流の拡大【直ちに受け入れ側との間の協議を開始】

国際機関への出向の増大や各省庁、地方自治体、民間企業との人事交流など、今後さらに外部との交流を進める。この交流に当たっては、若手職員クラスから幹部職員まで幅広い交流の促進を図る。また、将来的には、課長昇進前には国際機関への出向ないしは他省庁等への出向を経験するような人事政策を行うべく、今後、ポストの拡充を図る。

その一環として毎年10名目標に若手I種・専門職職員を地方自治体に出向させる。

大使の業務実績評価及び勤務評定については、人事当局の判断に加え、本人の自己評価及び所管局長による業績評価も併せた新たな制度を導入し、本年4月より実施する予定。なお、平成9年から実施している「在外公館勤務状況調査」には、在外公館幹部に対する館員からの評価に関わる情報も含まれており、在外における下からの評価の役割を果たしている。

実際の人事運用の中で実施中。

在外赴任前研修において危機管理等につきケーススタディによるきめ細かい指導を実施している。また、赴任前に任国情勢等について関係各課より各大使に対して個別に入念なブリーフを実施している。

一般職の国家公務員に適用される基準の準用を制度化すべく、「特命全権大使等の営利企業への再就職に関する訓令」を策定し、昨年12月1日より施行している。

実際の人事運用の中で実施していく。

現在3名派遣中。本年4月1日より更に3名派遣予定。

そもそも疑問が残る。審議会を新たに増やすことができないことがその理由であるとすれば、本末転倒であろう。「大使人事選考委員会」の在り方について再考するとともに、外部人材であるか内部人材であるかにかかわらず大使として果たすべきジョブ・ディスクリプションの策定を含む適材の発掘・選考手続の策定を早急に図るべきである。

大使の業務実績・勤務評定等について、評価の基準・手続が新規に定められたばかりであるので、その運用状況について現時点で評価をすることはできず、今後、その実施状況を見守る必要がある。加えて、一昨年度から、在外公館館員から館内の状況に関する意見を聴取する現行の「在外公館勤務状況調査」制度を発足させており、現在、下からの評価の観点を入れた改訂も考慮されているが、それでもなお、この調査制度は、在外公館の査察制度を補完・強化するものとして位置付けられていて、制度自体に自ずから限界があること、大使が任国において重要な役割を果たすことが求められていること及び在外公館についてのみこれを除外する特段の理由がないことなどを考慮すると、日常的に大使と接する公館幹部等の意見を反映させるなどの方法を執ることにより、評価を精度の高いものとすることを考慮すべきである。また、将来の政策に生かすとの観点をも含め、大使の帰任報告を評価に反映させるための具体的な方策も実施すべきである。

今後の運用状況を見守る必要がある。

新規の研修が行われているなどの措置が執られている。実施済みの該当大使からのヒアリング結果調査等を踏まえて、より効果のあるものとするのが期待される。

訓令が策定・実施されている。

省内公募制に基づいた国際機関への出向希望者のプール制の導入や地方自治体への出向者数を増やす措置を講じている。今後、具体的な指針を策定するなどした上で、拡充を図ることが望まれる。

(6) 事務次官ポストの在り方【直ちに実施】

事務次官は省の事務方の最高ポストであり、その任期については、ある程度長期にわたることが望ましく、少なくとも当面は改革の重要性に鑑み、その任期について3年を目途とする。事務次官の退任後、大使に任用するか否かについては、あくまで適材適所の観点に立ち、公正・厳格に判断する。

事務次官ポストは、省の事務方の最高ポストとしてある程度長期にわたることが望ましく、少なくとも当面は外務省改革の重要性に鑑み3年を目処とすることとした。他方、事務次官を最終ポストとするか否かは、適材適所の観点に立ち、その時々状況に応じて判断すべき。なお、大使任用に当たっては、公正、厳格に審査していくこととしており、次官経験者もその例外ではない。

事務次官の任期については、「少なくとも当面は改革の重要性に鑑み」て3年がめどとされている。改革が重要であることは論を待たないが、3年がめどとされるのはいつまでなのか必ずしも明確ではない。また、事務次官の最終ポスト化については、適材適所の観点に立つとされているが、自らがその後の自らのポストの決定に関与することには変わりがない。しかし、問題は、そうした点にあるのではない。外交政策の策定・実施という比類なき重責を担っている外務省の事務組織のトップとしてその職務を果たすためには、それを可能とする万全の体制が確保されることが前提とされること、そして、そうした体制の中で、職務を果たした後の出処の在り方をも含め、重責を果たすことに専念することを明らかにした上で、その職務を全うすることにより、トップとしてあるべき姿を内外に示して範を垂れることが、何よりも求められていることなのである。こうした観点から、実施策に示される考え方は、再考すべきである。

2. 公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度の確立

(1) 公募制の拡充【直ちに検討着手、本年12月末までに作業完了】

8月に行われた初めての公募制に基づく人事異動の結果^(注)を踏まえつつ、今後も公募制の対象ポストをさらに拡充し、実施方法についても公募条件の緩和等、より多くの職員が公募に応じられる方向で改善する。(注：8月1日に発表された省内公募の結果、計21のポストに応募者が任用され、その中には専門職職員の本省課長への任用も含まれている。)

平成15年度省内公募制では、本省・在外を含む100ポストを対象に実施することとし(前回公募ポストは、50)、昨年12月末に省員に対して公示した。なお、今回は公募要件(現部署での在職期間の短縮、応募資格等級の引下げ等)を緩和した他、一部の瘡癩地ポストと先進国ポストをパッケージとする等して、より多くの職員が公募に応じられるように配慮している。

極めて積極的に取り組んでいる。実施後において、問題点の洗い出し等の作業もなされているので、相当の期間が経過したところで、成果等について評価を加え、より効果のあるものにしていくことが望まれる。

(2) 評価制度の改善【直ちに検討に着手、本年12月末までに作業完了】

本年初めて実施された部下から上司への評価制度について、本年の実施結果を精査し、評価者、被評価者の範囲及びその形態の見直しを含め、その拡充を図る。また、自己研鑽を奨励するため、研鑽の成果を人事当局に提出、その成果を人事評価の要素とするなどの措置をとる。

平成14年度管理者評価(部下による上司の評価)については、評価者を入省8年目以降から入省5年目以降に拡大するとともに、被評価者の範囲を現行の課長までより局長までへ拡大することとし、昨年12月末に回章により省員に周知した。また、今回は、より効率的な評価実施のため、省内LANを利用した電子システムを導入した。

評価者及び被評価者の範囲を拡大している。なお、上記1.(3)参照。

(3) 特定語学研修職員に関連する人事配置【直ちに実施】

大使館や地域局課の人事配置について、特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランス良く組合せるとともに、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのないようにする。

実際の人事運用において考慮している。

今後の運用状況を見守る必要がある。

(4) 子弟の採用

現職職員の子弟の採用については、これまでも子弟であるか否かに関わりなく、公正な試験により適材を採用してきたが、今後も

子弟の採用については、外務省はこれまでも子弟であるか否かに関わりなく公正な試験で職員の採用を行ってきており、本年度の種及び

職員の具体的な採用方針が必ずしも明確になっておらず、子弟の採用における問題点の指摘があることを踏まえ、外交政策の実現に直結した

引き続き厳正な選考を行う。

専門職試験の内定者及び合格者決定にあたって厳正な選考を行った。

人材の確保の観点から、具体的な採用指針・方針を早急に策定し実施すべきである。

3. 研修制度の抜本的強化

(1) 在外赴任前研修【本年8月より実施】

より実務に直結した研修を管理職職員も含めた形で行う。その第一歩として、本年8月から在外公館長を含む在外公館赴任予定者に対して、危機管理を含む事項について集中研修を実施する。

緊急時対応を始め、在外公館業務に関する各種マニュアル等の内容の習得や応用問題への基本的な対応方法を身につけさせることを目的とし、在外赴任予定者等を対象にケーススタディー形式の在外赴任前研修を実施し今後もこの様な研修を継続する(昨年8月以降、5回実施)。

研修については、下記のほか、首席事務官研修(ヒューマン・アセスメント研修)・中堅職員養成研修(職場カウンセリング研修)の新設、外部講師の活用等、研修の強化を図っていることが認められる。今後、研修効果等について評価を加えつつ、長期的観点から、採用枠にとられない研修等、統一的・効果的な研修制度の在り方について検討し実施することが強く望まれる。

在外公館赴任前研修を新設し、強化を図っている。

(2) 学位の取得、語学力の向上

入省後の在外研修は語学力の向上を主な目的としているが、主に英語圏の研修員については、学位取得(MA等)を原則とする。
【直ちに実施】

在外研修要領を改訂すると共に、同要領に則り研修機関の選定を行っている。

学位の取得を原則とすることを明確にするとともに、研修員の能力に応じて、具体的な目標を設定するなどの措置を進めていくべきである。

種・専門職職員双方が英語とそれ以外の専門語を研修する制度に変更することの適否につき早急に検討する【直ちに検討に着手、平成14年度中に結論】。また、公館長を始めとする在外赴任者が、自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修を拡充する。
【平成15年度予算要求に反映】

外務省の業務には英語の能力が不可欠であるが、現在、I種・専門職職員には2～3年間の在外語学研修の機会が与えられており、非英語研修員については、夏期休暇中の英語習得のためのサマースクールへの参加等を奨励している他、在外語学研修後の夏期英語集中研修や語学通信添削等の機会も提供している。特殊語学研修者に対しては人事の運用にて英語圏に勤務させるよう更に配慮することとする。

実施中であるが、今後の状況を確認する必要がある。

館長又は次席として赴任する本省職員を対象とした語学研修(第6部研修)の機会を拡充することとした。また、第6部研修とは別途に在外への発令又は内示を受けた職員を対象として実施している職員赴任前語学研修については、積極的な活用を省員に奨励すると共に対象語学についても拡大する。

各省庁からの在外公館への各省庁出向者を対象とした第5部研修では、本年度より非英語研修員に対する英語の短期集中研修を導入している。

(3) 職員の専門家能力向上のための支援【直ちに実施】

I種・専門職職員については、外交政策ペーパー(企画案)の作成や省員有志による勉強会への参画を奨励する。特に、専門職職員については、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易など分野別の専門家としての能力向上のため、研究課題を各々に与え、研究会などの場で成果を発表する機会を与える。

国際情報局主催でアジア、欧州、中南米、中東に関する地域研究会を実施中。また、「省内LANインフォメーション・ボード」にて幅広い参加者を積極的に募集している。

地域研究会を実施するなどしているが、より一層の拡充が望まれる。

<p>国際関係の講座のある大学で、それぞれの専門分野を活かして講師を務める等、大学その他の研究機関との連携を強化する。</p> <p>(4) 種職員の研修の拡充【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p> <p>種職員の語学力向上は緊急の課題である。このため、本省及び在外での研修の抜本的な強化を図る。</p> <p>(5) 研修中の名称【直ちに実施】</p> <p>在外研修期間中、種職員と専門職職員はともに外交官補に発令する。</p>	<p>職員の専門性向上の観点から、中間研修制度の効果的な運用を図ることとした。また、大学その他研究機関との連携を強化すべく、大学等と協議していく。</p> <p>種の在外語学研修については、語学研修状況(含む、中間試験結果等)を可能な限り頻繁に報告させると共に、一般語学研修への官費補助、特殊語学研修手当等、既存の枠組みの更なる活用を奨励する訓令を発出済み。</p> <p>現在、研修中の専門職全員に対し昨年9月1日付けで発令済み。</p>	<p>新規の研修の実施・実施時期の改善などの拡充・改善措置が執られている。相当の期間経過後、実施上の問題等を洗い出し、より一層の拡充及び効果的な研修に向けた改善策を考慮すべきであろう。</p> <p>実施済み。</p>
<p>4. 人事にかかる体制の見直し</p> <p>人事当局の体制を大幅に強化する。特に、最も人数の多い種職員について、より定期的かつ木目の細かい人事を行う体制を整備する。【直ちに検討に着手、平成15年度概算要求に反映】</p> <p>地域調整官などシニアな専門職職員により大きな権限と責任を付与するため、現行の総務班制度の在り方を見直す。 【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p>	<p>人事当局の体制強化の一環として、昨年12月よりIII種職員人事担当者を従前の3人体制から5人体制とし、本年1月より専門職職員人事担当者についても従前の2人体制から3人体制とした。また、平成15年度機構要求の結果、人事評価担当の企画官が政府原案において認められた。</p> <p>昨年11～12月にかけて総務班制度の問題点と課題を整理の上、省内における意見聴取を実施した。とりまとめた回答を基に、省内の首席事務官、課長レベルの意思決定機関に諮る方針(案)を作成の上、準備中。</p>	<p>実施済み。</p> <p>総務班制度の在り方の見直し作業が完了しておらず、現時点で評価することはできない。</p>
<p>5. 業務の合理化等</p> <p>外務省の定員については、主要各国の外務省と比較しても少ない陣容であるので、増大する業務量に適切に対応するためにも、</p> <p>(1) IT化及びアウトソーシングを進めるなどして業務の合理化を図る。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上。(14年度予算は約117億円)</p>	<p>講じられた予算措置・人員増員を有効に活用することが特に強く望まれるところで、機構改革と同様、「選択と集中」を業務合理化にも大胆に取り入れるべきである。省員の残業時間を見ても人的体制において十</p>

<p>(2) 平成15年度以降の定員要求等を通じて、引き続き、定員の適正配置の推進を含め、人員面での体制強化に努める。 【平成15年度概算要求に反映】</p>	<p>平成15年度要求の結果、政府原案において27名増員が認められた。</p>	<p>分とは言い難く、会計業務の適正化のために想定以上の人員が必要とされ、その結果、他の業務部門にもその影響が出ていることがうかがわれることなどを考慮すると、体制、特に人的組織面において更なる強化を図ることがこれまで以上に必要である。</p>
<p>6. 休暇制度の見直し【直ちに調査に着手、本年12月末までに結論】</p> <p>休暇帰国制度等について、民間の制度・慣行を調査の上、見直し作業を行う。</p>	<p>休暇帰国については、従来60日となっていた上限を既に原則30日(但し、勤務・生活環境が厳しい一部の途上国は45日)に短縮している。また、健康管理休暇については、勤務・生活環境が厳しい一部の途上国において、民間企業の制度に準じて期間は短縮し、頻度を高くする方針に基づき、平成15年度予算政府案が計上された。</p>	<p>改善されつつあるが、不健康地の対象公館が相当数残っており(189公館中、117公館)、民間に比しても幅広くとりすぎているので、今後さらに見直しをすべきである。</p>

IV. 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 包括的保秘対策の構築【直ちに実施】</p> <p>各種情報活動に対する対策を構築する。</p> <p>各種研修等の拡充を通じ全職員に保秘に対する指導・教育を徹底する。</p> <p>保秘専門家を育成する。</p>	<p>保秘マインドを強化するため、館長・次席等に対する赴任前ブリーフ、在外公館査察・各種研修等において保秘対策の重要性を周知徹底してきており、今後も引き続き実施していく。</p> <p>在外公館に対し訓令を発出し、館内会議や着任時のブリーフィング等の機会を捉え、館員の保秘マインド向上を図ると共に、在外公館に勤務する者が保持すべき共通認識を改めて周知徹底済み。</p>	<p>相当の措置が執られている。保秘専門家の育成については、今後見守る必要がある。</p>
<p>2. 以下の方針に基づく秘密保全規則の大幅改訂【直ちに検討に着手、本年10月末までに実施】</p> <p>(1) 秘密（秘・極秘）指定区分の再定義</p> <p>秘密指定区分は、情報公開法第5条（不開示情報6項目）と連携させながら再定義する。また、秘密指定区分上の位置づけが曖昧な「取扱注意」を廃止する。</p> <p>(2) 秘密指定期間の創設</p> <p>文書保存期間とは別に「秘密指定期間」を創設し、それぞれの秘密文書について定期的に秘密指定解除の要否を見直す。</p> <p>(3) 省外への秘密情報提供に関する統一のルール確立</p> <p>守秘義務を負わない省外（含：国会議員）からの秘密情報の提供依頼への対応に関して統一のルールを創設する。同ルールにおいては、守秘義務を負わない省外への秘密情報の提供は、秘密指定解除を終えたもののみとすることを原則とし、また、秘密指定解除における秘密指定権者の役割を明確に定める。</p> <p>(4) 秘密漏洩調査体制の強化</p> <p>秘密漏洩の事実又は疑いが生じた場合の調査のため、官房長を長とする「秘密保全委員会」（仮称）を新設する。また必要に応じて保秘状況の定期・臨時検査を行う。</p>	<p>行動計画の方針（左記（1）～（5））に則りつつ秘密保全規則改訂案について省内で最終決裁中。並行して、運用細則を作成中であり、運用細則の完成と併せ、省内に新しい秘密保全体制を周知徹底する予定。</p>	<p>規則の改訂中であり、改訂後、その結果を確認する必要がある。</p>

<p>(5) 秘密漏洩者等に対する措置</p> <p>秘密漏洩に関する部内調査の結果，秘密漏洩の事実が確認される場合，本人に加え，関係法令上適当であれば監督責任のある者についても処分等の必要な措置をとる。</p>		
<p>3. 情報開示に向けた取組</p> <p>多くの国民やメディアが関心を有する外交方針，外交政策については，その理念，目的，立案に至った経緯，期待される効果などについて，ホームページ等を利用し，一層積極的に説明する。 【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p> <p>外交政策に関する重要文書（ただし，国会上程前の条約・法律案は除く）が政党に提出された場合，自動的に公開する（ホームページ掲載）。【直ちに実施】</p>	<p>平成15年度概算要求の重点事項「広報・広聴体制の再構築」の中で，14年度の約10.7億円から約13億円に増要求。（ただし，平成15年度政府案では約10.4億円に減額。）</p> <p>従来，電子化されていなかった種類の文書も広くコンテンツ化し Web サイトに掲載し，ITによる情報発信の強化を図っている。具体的には，国民の関心の高い日朝関係，イラク情勢等の外交問題をトピックスとして特集した。また，外務省職員に対するインタビューを掲載する「聞きたい！知りたいたい！外務省」や「省員近思録」を新設した他，海外安全ホームページの大幅拡充等を行った。</p>	<p>外交方針，外交政策の説明等について，外務省ホームページ等の積極的な活用が図られている。</p> <p>実施済み。</p>

V. ODAの効率化・透明化

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策</p> <p>無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会を経済協力局長の下に設立する。【本年12月末までに結論・設立】</p> <p>無償資金協力の企業選定は、原則一般競争入札とする。【実施中】</p> <p>7月9日に発表した「ODA改革・15の具体策について」に沿って、外部監査を拡充する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p> <p>無償資金協力予算については、その効率的執行を確保するため、引き続き繰越明許費の要求を行う。【実施中】</p> <p>JICAにおける「環境配慮ガイドライン」を改訂し、これに則り援助を行う。【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p>	<p>金融、開発経済、法律、会計の専門家、NGOからなる「無償資金協力実施適正会議」を立ち上げ済み（昨年12月10日、川口大臣より発表）。本年2月4日に第1回会議、3月4日に第2回会議を開催。4月11日に第3回会議を予定。</p> <p>実施済み。</p> <p>拡充内容を立案し平成15年度予算案に反映済。（一般プロジェクト無償を含む監査費用としてJICA予算約8,000万円、また、本省での契約認証業務についての抜き打ち監査及び監査のフォローアップのための体制整備として、約1,300万円を計上。）また、草の根無償については、300万円以上の案件について外部監査を原則義務化し、順次実施中。</p> <p>平成14・15年度についても行っている。</p> <p>昨年12月3日、18日、本年1月24日、2月28日にそれぞれ第1回、第2回、第3回、第4回改訂委員会を開催（議事録はホームページで公開）。第5回委員会を3月27日に開催予定。委員会におけるNGOや有識者の意見を踏まえ、JICAにて作業中。</p>	<p>実施済み。会議を立ち上げたばかりで、その具体的結果を評価することはできないが、重要性に鑑み、今後の運用状況を見つつ、より一層の効率化・適正化のためにも、更なる検討を加えることが必要である。</p> <p>実施済み。</p> <p>「ODA改革・15の具体策について」により改善措置を執ることとされ、無償資金協力のうち、草の根無償資金協力については昨年度から、技術協力（JICA）については昨年度より外部監査による抜き打ち監査を一部前倒してそれぞれ実施しており、また、ODAのスキーム毎の抜き打ち監査は本年度から実施される予定であるが、実施状況を見守り、結果を今後に生かす必要がある。</p> <p>実施済み。</p> <p>現在改訂作業が進行中であるが、改訂され次第、早急に実施に移すべきである。</p>
<p>2. ODAの評価を拡充し有効性を検証するための施策</p> <p>経済協力局評価室の移管を組織見直しの一環として検討する。【本年12月末までに結論】</p> <p>7月9日に発表した「ODA改革・15の具体策について」に沿って、第三者の視点を入れた評価を実施する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p> <p>NGOや国際機関との合同評価については、一層拡充する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>経済協力局の評価を担当する部署を大臣官房に移管の上、「考査・政策評価官室」に一元化し、政策評価の実施体制を強化することとした。</p> <p>第三者評価の強化については実施済。平成15年度予算案に反映済。（ODA評価関連予算（含むJICA分）を平成14年度の23.3億円から24.8億円に増額。）</p> <p>NGOとの合同評価を2件実施済。 ・フィリピン保健分野における外務省・NGO共同評価</p>	<p>実施済みであるが、評価可能な陣容・人的構成となっているか疑問が残る。供与限度額が150億円以上の有償資金協力及び10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて、事前評価書を作成・公表することとしたことは評価できる。</p> <p>平成14年度に評価形態を整理し、政策・プログラム各レベル評価にNGOや国際機関が参加できるようにし、同年度において、NGOと共同評価がなされた実績（2件）がある。さらに国際機関を含め、精度ある評価に努めるべきである。</p>

<p>被援助国政府・機関による評価の拡充に努めることとし，評価レターとして一定のフォーマットを採用することにつき検討する。 【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】</p> <p>現行の食糧増産援助制度については，廃止も念頭に抜本的に見直す。【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】</p>	<p>・技術協力事業におけるマルチ・バイ協力</p> <p>被援助国政府・機関による評価を拡充し，平成14年度，14ヶ国において被援助国機関によるプロジェクト評価を実施済み。</p> <p>見直しのための調査団を派遣し，農薬については原則として供与しないこととする等抜本的な見直しを行い，昨年12月26日に発表済。平成15年度予算案においては，対前年度比で60%の削減を行った。（平成14年度予算：127.7億円 平成15年度予算案：51.0億円）</p>	<p>平成14年度から，被援助国・機関による評価（合同評価を含む。）の機会を拡大し，政策・プログラム各レベルで被援助国政府・機関自身に評価を委託できるようにしている。被援助機関によるプロジェクト評価は14カ国において実施済であるが，被援助国政府による評価のフォーマット化はなされておらず，被援助国政府による評価を早急に実施すべきである。</p> <p>農薬について原則として供しないとした点は高く評価されているが，今後，被援助国農民の自立を支援する農業協力への転換を図ることが必要であり，この制度を「無償資金協力の環境社会配慮のためのガイドライン」や「ODA戦略会議」等における議論をも踏まえて，廃止の方向で更に検討すべきである。</p>
<p>3. 円借款の債権放棄に関し，国民への説明責任を果たすための施策</p> <p>円借款供与の検討・決定に際し，債務返済能力を始めとした被援助国の経済・財政状況の検討を一層厳格に行う。その検討結果については，供与の決定を行った翌年度にODA総合戦略会議に報告し，同会議の検討を踏まえて更なる改善を図る。 【直ちに検討に着手，平成15年度から実施】</p> <p>債務救済について，外務省，財務省及び経済産業省の三省を中心に，その在り方について検討し，早期に結論を出す。 【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】</p>	<p>債務返済能力の審査のあり方等についてJBI Cと検討中。</p> <p>重債務貧困国等に対する国際的な枠組みに基づく円借款債務の救済について，従来の債務救済無償に代えて，JBI Cが債権を放棄する方式をとることとした。（昨年12月10日，川口大臣より発表。）</p>	<p>債務返済能力の審査の在り方等について検討結果が得られておらず，ODA総合戦略会議への結果報告が今後に予定されており，今後，改善状況等について確認する必要がある。</p> <p>従来の債務救済無償を廃止し，国際協力銀行による円借款の債権放棄を初めて認めた措置は，ODAの透明性・効率性の確保という観点からも，極めて高く評価される。</p>
<p>4. ODAの選定・実施過程の効率化を確保するための施策 【本年9月末までに実施】</p> <p>平成11年11月の閣議口頭了解により設置され，定期的に開催されている，政府開発援助連絡協議会のプロセスを利用するなど，ODAの効率的実施のため，関係省庁の機能・役割の調整につき意見交換を行う。</p>	<p>本年3月14日，対外経済協力関係閣僚会議が開催され，小泉総理の出席も得て，関係閣僚間で，「政府開発援助大綱の見直しについての基本方針」が決定された。</p> <p>昨年9月18日及び本年3月12日，各府省局長クラスからなる政府開発援助連絡協議会を開催。各府省のODA予算，政府開発援助の見直し等について意見交換を行い，ODAの効率的実施のための連携を深化させた。</p> <p>昨年10月30日，本年1月10日及び本年3月6日，各府省課長クラスからなる政府開発援助連絡協議会幹事会を開催し，各府省間の連携の具体的方法，政府開発援助大綱の見直し等について意見交換を行った。</p> <p>昨年11月28日及び本年2月20日，関係府省課長クラスからなるODA評価連絡会議を開催し，政府全体としての評価のあり方等に</p>	<p>開発援助・政府開発援助大綱の見直し・ODA評価見直しなどについて，局長・課長レベルでの意見交換が相当程度の頻度で行われるようになってきているが，目指している「ODAの選定・実施過程の効率化を確保するための施策」の実施としては，緒に就いた段階である。選定・実施過程の効率化を制度的に確保するためにも，「変える会」最終報告書の指摘を踏まえ，関係府省庁とより積極的に協議を重ねることが必要である。</p>

ついて意見交換を行った。

昨年12月3日及び本年2月20日、関係府省課長クラスからなる技術協力関係府省連絡会議を開催し、国際協力事業団（JICA）の独立行政法人化、技術協力における府省間連携のあり方等について意見交換を行った。

昨年11月18日、本年1月10日及び本年2月27日、関係府省及び各実施機関による資金協力連絡会議を開催し、ODAのみならず、他の公的資金協力、貿易保険等我が国が行っている様々な形での資金協力について意見交換を行った。
今後とも関係府省間の会議をより頻繁に開催すること等を通じて府省間の連携強化に努める考え。

VI. 外務省予算の効率的使用・透明性の確保

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 予算執行の効率性・透明性の確保【直ちに作業に着手，本年12月までに結論。可能なものから平成15年度予算要求に反映】</p> <p>予算執行の効率性と透明性を確保するため，予算の内容が行政需要に見合うものになっているか，支出手続に改善すべき点がないか等について再点検する。</p>	<p>平成15年度概算要求においては，来年度の重点外交課題の推進や外務省改革の実施のために必要な経費を中心にメリハリをつけた。また，国際機関への拠出金については，実状を個別に精査して必要額を計上するとともに，外国出張旅費等について必要額を増額要求し，平成15年度政府予算案では，概ねこれら趣旨が反映されている。平成15年度の予算の執行に当たっては，事前に執行計画のヒアリングを行い，優先順位を踏まえた効率的な予算執行を図る予定。</p> <p>支出手続に関しては，在外公館等における需要に対応し，真に必要なキャンセル料等は庁費より支払うよう改善を実施した。</p>	<p>平成14年度から，局課単位で行っていた物品・役務の発注事務を会計課で行う体制を整えるなどし，入札件数は前年度に比し75%増となっている。外務本省・在外公館における消耗品等の一元的入札・発注，国際会議・外国人招聘等の分野における入札を実施しており，平成15年度契約においては，中堅指導者・オピニオンリーダー等の招聘における年度単価契約についても一般競争入札を実施しており，相当の改善がなされている。</p>
<p>2. 報償費に関する説明責任の範囲に関する措置【直ちに実施】</p> <p>報償費については，その説明責任を高めるため，基本的に以下の目的に従って使用することを明らかにしてきている。事前決裁に当たっては，このような目的に適った使用であるかを一層厳格に審査を行う。</p> <p>(1) 不断の努力によって造られた信頼関係に裏打ちされた人脈を基礎としての的確な情報収集のため。</p> <p>(2) 外国との交渉や我が国にとっての外交関係を円滑かつ有利に展開するため。</p> <p>(3) 国際会議等での我が国の議論を正しく理解させるよう，会場で様々な関係者に働きかけるため。</p> <p>また，報償費の具体的な使途を明らかにできないとの制約に鑑み，報償費の適切かつ効果的な使用を一層確保するため，監察査察制度を含む厳格な事後チェックを徹底するとともに，使用の目的や理由を記載した決裁書や関連証拠書類は，引き続き会計検査院の検査を受けるものとする。</p>	<p>報償費については，基本的な使用目的については明らかにしているが，使途の公開は，その性格に鑑み20年後であっても困難である。「行動計画」にあるとおり，事前の厳格な審査，及び事後のチェック・会計検査院による関係書類の検査を通じ厳正かつ適正な使用を図っていく。十分な時間的余裕をもった事前決裁につき，省内に更に徹底すべく，昨年12月，会計課長から各局課に回章を発出した。</p>	<p>実施済みであるが，透明性の確保の観点から，報償費の大まかな使用目的や内訳について明らかにするなど，説明責任を果たすための方策について再考すべきである。</p>
<p>3. 調達の見直し・会計処理の一元化の推進【実施中】</p>		

<p>予算執行の一層の適正化を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 7月時点で、原則として会計課での調達の一元化を実現した。 - 一般競争入札を一層徹底する。 	<p>調達の一元化の実施を通じ、入札等の競争性の高い調達に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議や青年招聘等においても新たに一般競争入札を実施。 ・会計課において見積合わせを実施。 ・随意契約の場合は、その理由を厳格に審査。 	<p>上記1.のとおり、原則として、会計課での調達の一元化を実現している。</p>
<p>4. 監査の強化【実施中】</p> <p>会計監査を今後更に充実させる。昨年来、検事を監察査察官に、また公認会計士を監察部局に任期付き任用制度の下で職員に採用しながら、監察査察制度を整備し、さらに、公認会計士等外部専門家の参加を得ながら在外公館に対する特別集中査察を実施してきている。</p> <p>今後ともこれら外部人材の協力を得ながら、省内の部局に対する監察の着実な実施と全在外公館を対象とした特別集中査察の実施を促進する。</p>	<p>監察については、テストケースを含め本省内6部局に対して実施済。</p> <p>特別集中査察については、平成13年9月以降、計24回78公館について実施済。抜き打ち査察については、どのような方法が有効であるかを考慮しつつ、必要に応じて実施する考え。</p>	<p>検事・公認会計士による監査査察・在外公館に対する特別集中査察等が実施されているが、抜き打ち査察は行われていない。</p>
<p>5. 研修の実施【実施中】</p> <p>適正な会計処理を確保するために、本省及び在外の会計担当官の研修を一層充実させる。</p>	<p>新入職員や在外勤務中の会計担当官・首席事務官等への研修に加え、昨夏から開始した在外公館赴任前研修においても、在外会計に関する研修を実施するなど研修を強化。</p> <p>在外公館における適正な会計処理を確保するため、出納官吏会議の開催等を通じ、会計指導体制を強化。</p> <p>調達の一元化や検査職員の充実等の改善措置を契機に整備したマニュアル等を昨年11月1日より省内ホームページに掲載した。改訂・新規整備が必要なマニュアル等についても随時掲載予定。</p>	<p>実施済み。</p>
<p>6. 決算の充実【直ちに実施】</p> <p>決算については、従来より内閣に対し独立の地位を有する会計検査院による検査を受けている。外務省においては、外部専門家の参加を得た監察査察の実施等によっても予算執行の事後のチェック機能を強化している。今後、総合外交政策局と大臣官房が連携して政策評価を実施し、翌年度予算の効率的・効果的な編成を目指す。</p>	<p>憲法、財政法等の関連法規により国の機関の決算は会計検査院が行うことと定められている。他方、外務省は、監察査察室に任期付き採用制度を利用して公認会計士3名を採用しており、本省監察や在外査察に関与してもらうことにより事後チェック機能を強化している。</p>	<p>実施済み。</p>

VII. NGOとの新しい関係

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. NGO諸団体への職員派遣</p> <p>NGOとの関係強化と職員のNGOについての理解を深めるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 今春、若手種・専門職職員をNGOに派遣した。 【既に実施】 - 幹部職員のNGOへの長期派遣を開始した。【既に実施】 - NGOの協力を得て、50名程度の外務省職員をNGO諸団体に派遣する。 	<p>昨年11月から本年2月にかけて関東NGOのアンプレラ団体である「国際協力NGOセンター（JANIC）」傘下の複数のNGOに順次職員を派遣している（現在までに49名の職員が17団体に派遣された）。また、本研修の一環として昨年11月7日にNGOの参加も得て、オリエンテーションを実施した。</p>	<p>NGO側の問題意識や政府に期待する役割等への認識を深める上では、効果が上がったと考えられる。実施後におけるアンケート調査を踏まえ、派遣をより一層効果あるものにすることが期待される。</p>
<p>2. NGOとの連携の実施</p> <p>省内にNGO担当大使を設置し、NGOと外務省との連携の推進や共通課題への方針を統括させる。【速やかに人選の上、本年秋までに任命】</p> <p>省内のNGO連絡センターを一層拡充し、NGOに対する窓口機能やNGOへの情報発信機能を向上させる。 【本年10月末までに実施】</p> <p>7月9日の「ODA改革・15の具体策について」における「NGOとの連携」に盛り込まれた諸措置を実施する。 【直ちに実施】</p> <p>ホームページやメールマガジン等を一層利用してNGOへの情報発信機能を向上させる。</p>	<p>昨年11月8日付で五月女・前駐ザンビア大使をNGO担当大使に任命し、NGOと外務省の意見交換・情報交換の機会に外務省を代表して参加するとともに、NGOとの対話・協力の機会が多く予定される国際会議等に関しても、NGOの参加を容易化・促進するための側面支援を行うこととした。</p> <p>NGO連絡センターの機能を拡充すべく、NGO連絡センター長にNGO担当大使が就任すると共に、同センター長の下に専任の補佐を置く体制とすることとした。</p> <p>従来はNGO・外務省定期協議会を強化・拡充し、本年度から全体会議の下に、NGO支援策、ODA政策を協議する2小委員会を創設。昨年11月11日、NGO支援策に関する小委員会を開催。同年12月5日、ODA政策に関する小委員会を開催。</p>	<p>NGO担当大使を任用し、NGOとの定期協議会協議会に二つの小委員会を新たに設け開催するなどのほか、ホームページのより一層の活用など、NGOとの連携のための施策を着実に実施している。</p>
<p>3. NGOとの懇談会【直ちに実施】</p> <p>NGOと関係を有する各局課において懇談会を実施し、政策形成過程においてNGOの意見を聴取する体制を整える。</p>	<p>これまでにカンボディア、ミャンマー、アフガニスタン等の11ヶ国のわが国大使館においてNGOとの定期協議会（「ODA大使館」）を開催した。</p>	<p>いわゆるODA大使館協議会を相当回数開催するなど、着実な実施がなされている。</p>

4. NGOの活動支援基盤整備

【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】

「ODA改革・15の具体策について」に掲げられているNGOの活動支援基盤整備のための施策を実施する。

日本NGO支援無償資金協力（昨年6月に導入）及び草の根技術協力（7月に導入）を実施中。

保健・医療，教育，農業の3分野においてわが国NGOの専門性の向上のための研究会を外務省主催により実施中。

「NGO相談員制度」を昨年9月21日より，「NGO専門調査員制度」を同年10月23日より実施中。

わが国NGOスタッフの能力・専門性向上を目的とした短期研修を，英国NGOの協力を得て，本年1月に日本国内で実施したの続き，2月に英国で実施した。

活動支援整備のための施策が積極的に実施されている。

VIII. 広報広聴体制の再構築

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 広報体制の拡充【直ちに実施】</p> <p>(1) 広報戦略策定に関する報道官の機能の強化</p> <p>外務大臣のスポークスマン、広報アドバイザーとしての外務報道官の位置づけを明確にする。また、外務報道官を省内の重要政策協議に参加させるとともに、各局部の外務報道官への支援体制を強化する。</p> <p>このため、各局で審議官クラスを報道・広報戦略担当者に任命し、これらの者が政策決定部門と広報部門との間のコンタクト・ポイントとして広報戦略面で外務報道官を支援する。</p> <p>(2) 大臣スピーチの活用 【直ちに検討に着手、本年12月末までに完了】</p> <p>我が国が外交政策を効果的に展開していく上で対外発信能力を強化することが極めて重要である。このため、その重要な手段である大臣のスピーチを一層活用すべく、プロのスピーチライターを活用を含め体制を強化する。</p> <p>(3) インターネット広報充実【直ちに実施。必要経費を平成15年度予算要求に反映】</p> <p>インターネット時代に対応した外交広報戦略を展開すべく、本省の海外向け及び国内向けホームページや在外公館のホームページの内容を充実する。</p> <p>(4) マスコミへの発信強化【本年9月末までに実施】</p> <p>外務報道官と政策担当部局との緊密な連携を通じて、外務報道官の情報発信機能を高めるとともに、国民世論、メディアのニーズに応えて、記者会見・懇談等情報発信の手段・頻度を拡充する。</p>	<p>すでに省内各局部に報道・広報戦略担当を指名し、それら局部と外務報道官組織との会議を週1回行うなど連携強化を図っている他、中長期的な観点から各局毎の広報戦略を策定するための広報戦略会議を順次開催している。</p> <p>平成15年度政府予算案にて外部の英文スピーチライター活用（翻訳ではなく、テーマや材料を与えた上で一からの英文スピーチの起案を外部に委託）のための関連経費320万円を計上。</p> <p>和文スピーチについては各課が作成するスピーチのパラツキの解消やメッセージ性や表現力の強化のため、総合外交政策局が中心となり、各スピーチ毎にスピーチ起案チーム（総合外交政策局総務課長、企画課長等の固定メンバーを含む）を編成することとしている。</p> <p>平成15年度概算要求にて、従来の文字情報に加え動画による配信を含むホームページ関連経費を平成14年度の3億4000万円から4億7400万円に増要求。 （ただし、平成15年度政府案では約4億500万円。）</p> <p>現時点においては1日1回外務省首脳・幹部による会見が行われており、それら情報発信の機会を十分活用するため施策決定部門と外務報道官組織との連携を一層強化し更に効果的な情報発信に努める。</p>	<p>外務報道官の位置づけを明確にし、報道官と各局の協調体制のもとで、広報の積極的な実施に取り組んでいる。</p> <p>今後の活用が望まれる。</p> <p>積極的に取り組んでいる。</p> <p>積極的に取り組む措置を講じている。</p>

<p>(5) 外交青書【平成 1 5 年度より実施】</p> <p>外交青書の見直しを行い,外交青書を一層分かりやすい形とする。</p> <p>(6) 省員個人の広報活動の奨励【直ちに実施】</p> <p>省員一人一人の国民に対する説明責任を果たせるよう研修を施し,各種メディアを通じた適切な情報発信を行うよう奨励する。</p> <p>(7) プレス取材に対する適切な対応</p> <p>報道関係機関からの省内各課室への取材希望,照会に対し,外務省として一貫性のある対応を行うための体制作りを行う。 【直ちに検討に着手,本年 1 2 月末までに結論】</p>	<p>この観点から毎日,夕刻,外務報道官室を内外のプレスにオープンにする形で既に懇談の機会を設定済みであり,記者への情報発信,意見交換の強化を図っている。</p> <p>また,外国プレス向け会見について,これまでは毎週火曜日に外務報道官,金曜日に報道・広報担当参事官が実施してきたが,可能な場合には外務報道官が週 2 回行っている。</p> <p>外務大臣の外国出張に際し,これまで国際報道官が同行して外国プレス対策を行ってきたが,現在は必要に応じ外務報道官が同行してプレス対策を行っている。</p> <p>省内関係部局と調整の上,平成 1 5 年版では,従来から行ってきた改善策を更に進めると共に,更に「より分かり易い外交青書」とするため,全体構成の整理,囲み記事の拡充,附属資料の大幅な整理等を行っている。</p> <p>外務省として報道機関よりの取材に適切に対応できるような基本的心得を作成し,省内及び在外公館に周知した。</p>	<p>平成 1 5 年度の発刊に向け,改善方針を定めて取り組んでおり,その成果が平成 1 5 年度版において期待される。</p> <p>論文などの奨励策が実施されている。</p> <p>基本的心得を作成し,周知徹底を図る措置を執っている。</p>
<p>2 . 広聴活動の強化</p> <p>外交政策に関する国民の声を広く聞き,意思決定プロセスの中に位置付けるため,広聴室を整備する。</p> <p>(2) 「外務省タウンミーティング」の拡充【本年 9 月以降実施】</p> <p>国民との対話促進のため,「外務省タウンミーティング」の開催回数を増やし,月 1 回の頻度で行う。</p> <p>(3) パブリックコメントの拡充【直ちに実施】</p> <p>外交政策の実施に資するため,あらゆる機会(ホームページや「外務省タウンミーティング」の活用等)を通じ,外交問題に関するパブリックコメントを求め,外交政策の実施に活用する。</p>	<p>本年 1 月 1 日付けで広聴室を設置済。本官 3 名及び臨時職員 5 名を専任に配置し,外部からの電子メール及び電話への対応を行っている。</p> <p>大臣が行うものとしては,既に 5 回実施している。第 5 回は,本年 2 月 1 日に福岡で「日本と東アジア」をテーマに開催。また,大臣が行うもの以外でも,ODA タウンミーティングの実施や他のシンポジウムの枠組みの再編を実施中。</p> <p>ホームページに寄せられた国民からの意見は,大臣以下の本省幹部に配布するとともに,意見等の傾向について分析し報告している。また,多数の意見が寄せられた事案については,外務省ホームページ</p>	<p>設置済み。政策の策定・評価等への活用が期待される。</p> <p>各種のものを実施中である。</p> <p>実施中であるが,広聴室の更なる活用とともに,その対象の拡充を図るべきであり,また,定期的に活用状況について評価すべきである。</p>

の「外交政策Q & A」や「よくある質問」等を取り上げると共に、
必要なものには回答を発出する等、双方向の対話に努めている。

IX. 大使館などの業務の見直し

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 在外公館全般</p> <p>(1) 公館の設置状況見直し</p> <p>今後3年間で、設置時の状況の変化を受け、7公館を目処に廃止する。また新たな外交上・領事業務上の必要が生じている箇所については、公館の新設を検討する。その方向で初年度分を平成15年度概算要求に盛り込む。【平成15年度以降の概算要求に反映】</p> <p>また、その後も在外公館の設置状況を一定期間ごとに見直し、必要に応じ、整理・統廃合・新設を図る。【平成16年度以降の機構・定員要求に反映】</p> <p>北米地域公館などで拠点公館制度を導入し、拠点公館となる総領事館では、現在以上に政治・経済面でのフォローを充実させ、その他の総領事館では領事事務により重点を置いた体制となるよう見直しを行う。【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p>	<p>平成15年度概算要求において、在リベリア大使館と在ラスパルマス総領事館の廃止（在ラスパルマス総領事館は出張駐在官事務所に規模を縮小する）が認められた。同時に、在東ティモール大使館と在チェンマイ総領事館の新設要求も認められた。平成16年度以降の要求内容についても省内各局と適切な対応ぶりを協議中。</p> <p>厳しい人員状況の一方で、拠点公館制度を導入するに際しては、拠点公館の強化のためにその他の公館の人員が削減され、却って拠点公館以外の公館の領事業務等に支障を来すことのないよう十分配慮する必要がある。このため、例えば、北米地域での拠点公館制度の導入の方途については、今後全世界で廃止される公館の人員を領事業務のニーズの高い公館へ振り替えること、及び北米地域の在外公館の館員（含む各省庁から在外公館への出向者）の担当事務の見直し・改善等、在外公館の設置状況の見直しや在外公館における人員配置の見直しを併せた総合的な視点から引き続き慎重に検討していく考え。</p>	<p>実施済み。</p> <p>今後、定期的実施状況を確認する必要がある。</p> <p>結論が得られておらず、現時点で評価できない。</p>
<p>(2) 在外公館における人員配置</p> <p>各在外公館における他省庁出身者の配置状況につき、時代のニーズに合ったものか否かを中心に見直しを行い、既存の定員の振替等を通じて適正配置を目指していく。【直ちに検討に着手、平成14年度中に検討を完了】</p> <p>今後、在外公館への他省庁からの新規出向については、外務省との人事交流を基本とし、語学力を含め優秀な人材の派遣を得るよう努める。その過程で、いわゆる伝馬船制度を含むアタッシェ制度のあり方について抜本的に見直す。【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p> <p>各在外公館において、各省庁出身の人材の有効活用を図り、館長が館全体の業務バランスを判断し、出身官庁の業務だけでなく、必要に応じ他の業務に従事させる。【直ちに実施】</p>	<p>他省庁出身者の配置については、先進国偏重を是正し、途上国への配置を促進すると共に、省庁再編結果の反映等を通じた適正配置を実現すべく関係省庁と協議していく。</p> <p>来年度新設を要求中のアタッシェ2ポストについては伝馬船を求めないこととした。</p> <p>在外公館に対し訓令を発出済み。</p>	<p>在外公館における人員の適正配置に向けた調査が行われているが、評価等が未了であり、アタッシェ制度の見直しを含め、今後のこの作業を見守る必要がある。</p>

<p>(3) ロジ簡素化</p> <p>国際会議への同行者の削減等，ロジ業務の合理化・簡素化を推進する。【直ちに検討に着手，本年 10 月までにガイドライン作成】</p>	<p>総理・外務大臣の外国出張同行者数は，相当数を削減。国際会議代表団員の削減にも努力中。配車の簡素化は局長級同行者のバス移動を実現。現地ロジ体制の効率化（応援出張者数削減等）を推進中。</p> <p>個別の訪問案件毎の簡素化努力と並行して，ロジ簡素化の基本方針，代表団構成の基本パターン，基本的な現地体制表等を盛り込んだ「ロジ簡素化のための方針」を策定し，本省・在外公館に周知徹底中。</p>	<p>方針も具体的に定められており，合理化・簡素化が認められる。</p>
<p>(4) 便宜供与の見直し【直ちに検討に着手，本年 10 月末までにガイドライン作成】</p> <p>現行の「便宜供与基準」を以下の方針で改め，国会議員等への便宜供与については，私用への支援を行わない旨明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 議員外交の支援については，国会派遣の場合は支援する。 - その他の場合，事前の要望があれば，当該会談・視察等が政府全体の外交に寄与し，かつ通常の事務処理を妨げない範囲で必要な支援を行う。 - 「議員外交の支援」の実績報告を公表する。 	<p>昨年 9 月 1 日より，公私の別をより明確にしたガイドラインを適用することとし，国会関係者及び省員に対して説明済み。また，昨夏の実施状況を踏まえ，国会議員への周知徹底，公務の概念の明確化等を盛り込んだガイドラインを改訂中である。</p>	<p>ガイドラインの改訂中であり，改訂後，実施状況等を確認する必要がある。</p>
<p>(5) 公邸，在勤手当等</p> <p>公邸の整備に当たっては，公邸として必要な機能を果たすとともに，国際的に見てバランスがとれ，日本を代表する施設として相応しいものとする一方，不必要に華美なものとはならないようにする。【直ちに実施】</p> <p>公邸料理人制度については，各任地の実態を踏まえつつ，現行制度（私的契約に基づき，一部官費負担）の維持，料理人の公的派遣制度の導入，外国人料理人の一層の活用等の方途を複合的に組み合わせ，時代の要請に則した制度とする。【直ちに検討に着手，本年 12 月末までに結論】</p> <p>住居手当については，主要国政府や民間企業の例も参考としつつ，見直し作業を行う。【平成 14 年度中に調査，結論】</p> <p>その他在勤手当の在り方について見直しに着手。【直ちに実施】</p>	<p>既に公邸の整備については，本件趣旨に則してこれを行っているところ。</p> <p>現行制度については，料理人の赴任前研修の新設等，外国人料理人についてはリクルート体制の強化，巡回実地指導制度の新設等の改善を行うこととし，平成 15 年度予算政府案に関連予算を計上した。また，料理人の公的派遣制度を試験的に導入することとし，平成 15 年度予算政府案に関連予算を計上した。</p> <p>在勤手当全般に亘り集中的な見直しを実施。 平成 15 年度予算政府案において，在勤基本手当を大使以下全ての在外職員について平均で対前年度比概ね 1 割削減すると共に，通常国会に，住居手当の支給額の削減，兼勤手当の廃止，館長代理手当の縮小，子女教育手当の支給対象年齢の引き下げを行う法律改正案を提出した。</p>	<p>所要の改正等が行われているが，定期的にその実情を把握し，適正なものにしていくことが強く望まれる。在外公館・公邸については，財務省による予算執行調査が現在行われており，その結果を現在見直し中の基準に反映し，適正な基準を策定し実施することが望まれる。</p>

<p>(6) 在外公館職員の在留邦人との積極的な接触【直ちに実施】</p> <p>進出企業等の在留邦人のコンタクト・ポイントとの一層の協力強化やメール・マガジンを通じた在留邦人との接触を積極的に行う。</p>	<p>在外公館に訓令を発出し、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を参考にした日本企業支援の一層の強化、公館長や幹部館員の出張や領事出張サービス、更には在留邦人向けメールマガジン配信サービスなどを通じた在留邦人との意見交換の活発化を指示済み。</p>	<p>訓令発出済みであり、後述 2.(3)「領事出張サービスの大幅拡充」を含め、積極的な対応の努力は認められる。</p>
<p>2. 領事業務</p> <p>(1) 領事業務の位置づけ【直ちに着手、本年 1 2 月末までに結論】</p> <p>海外渡航者や在留邦人の増大に伴い、国民との直接の接点である領事業務の重要度が飛躍的に増大している。このため、新設される海外交流審議会を活用して領事業務の理念と原則を再確立するほか、領事移住部の位置づけや専門性を有する領事の計画的育成の方途（研修、採用等）につき見直しを行う。</p>	<p>海外交流審議会については、昨年 1 0 月 7 日付けで立ち上げ、委員 2 0 名を発令した。同月 1 8 日に第 1 回総会を開催。海外との人の交流や危機管理、在日外国人問題等の分野につき、学者、経済関係者、報道関係者、地方自治体、NGO、文化人、在日外国人等各界の有識者間で新しい領事業務のあり方を議論。</p> <p>第 2 回総会は、昨年 1 2 月 1 2 日に開催し、領事改革及び領事業務の理念と原則等について議論した。その後、本年 1 月 2 8 日に開催された第 1 回領事改革部会において、領事業務の理念と原則について再度議論の上、とりまとめ、公表した。また、本年夏を目途に領事改革に関する中間報告を頂く予定。なお、本審議会に 2 つ設置された部会の残る外国人問題部会については、第 1 回会合を本年 2 月 5 日に開催済。また、第 3 回総会を 3 月 2 5 日に予定している。議事録は、毎回各委員の了承を得て、外務省ホームページに掲載している。</p>	<p>新しい領事業務の在り方などについて検討中であり、また、領事移住部の領事局への昇格、領事専門官の認定等の機構改革が策定されていることから、早急に結論を出して実施に移す必要がある。領事局の設置は、国民のための外交を強化する上で、一歩前進と受け止められる。それにともなって、領事専門官を高度の専門性を持った職業として確立する必要がある。その育成に関する現状分析・課題・具体的方策の検討もなされており、本年度は、領事研修の増加等の措置が執られる予定であるところ、その育成のため、研修所内に領事大学校を設け、徹底した職業訓練プログラムを作成し、実施することを含めた実効性のある研修・育成制度を構築することが望まれる。</p>
<p>(2) 窓口サービスを中心とした領事業務の改善</p> <p>2 4 時間 在留邦人などからの照会に対応する電話対応サービスを強化する。具体的には、平成 1 5 年度中に 2 4 時間電話対応サービスを行う公館を 3 0 公館に拡大する。また、国内外からの海外渡航に関わる様々な相談に対応できるように、「海外安全相談センター」の機能の拡充・強化について検討する。 【直ちに検討に着手、平成 1 5 年度予算要求に反映】</p> <p>日本語で十分意思疎通が出来る職員の領事窓口への配置を拡充する。【直ちに検討に着手、本年 1 2 月末までに結論】</p>	<p>2 4 時間電話対応サービスの対象を 1 2 公館から 2 1 公館まで拡大するための予算要求が平成 1 5 年度政府案に盛り込まれた。</p> <p>「海外安全相談センター」の機能の拡充・強化に係る新規予算が平成 1 5 年度政府案に一部盛り込まれた。</p> <p>現地に密着し、日本語能力を十分に備えた人材の一層積極的な発掘、現地職員の日本語能力向上のための奨励策等の充実、「領事シニア</p>	<p>領事業務を含む在外公館の業務改善のため、各種方策を実施し、真剣に取り組んでおり、その成果があがっていることも認められる。しかしながら、本年 4 月 1 5 日に発表された在外公館の対応に関する調査結果によれば、なお努力が求められる結果となっており、調査結果をも踏まえて、領事業務の改善に万全を期すことが求められる。</p> <p>実施中、若しくは実施済み。</p> <p>日本人現地職員の採用増等を図り、1 2 8 の在外公館が日本語による領事窓口対応が可能となっている。</p>

<p>在外選挙については投票形態の見直しを行うとともに、より合理的なシステムへの改善につき検討を進める。【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p> <p>在外公館の領事業務を支援するために「領事シニアボランティア」制度を発足させ、現地事情に通じたシニア世代などを公募する。【直ちに検討に着手、平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>ボランティア」等邦人が窓口職員として活躍できる制度の創設等を軸に省内関連部局の意見を踏まえつつ検討。具体的には、「領事シニアボランティア」制度については、来年度予算政府案に新規10名の導入が盛り込まれ、来年度より新制度が発足する予定。</p> <p>これまでの2回の在外選挙の実施を踏まえ、在留邦人の利便性にかなう投票方法の改善に向け総務省と協議を行ってきた結果、在外公館投票と郵便投票の併用、在外公館投票の実施公館の拡大等の在外選挙に関する改正につき、本年3月20日、「公職選挙法の一部を改正する法律案」として国会に提出した。</p> <p>平成15年度予算政府案に「領事シニアボランティア」制度の関連経費も併せ新規10名の派遣を念頭に3,400万円を盛り込み、来年度の実施に向け準備中。</p>	<p>法案提出済。</p> <p>本年度実施予定であるが、領事業務の改善に資することが期待される。</p>
<p>(3) 領事出張サービスの大幅拡充【平成15年度予算要求に反映】</p> <p>遠隔地に居住する在留邦人の便益を考え、領事出張サービスを大幅に拡充し、現行の少なくとも2倍の領事出張サービス実現を目指す。</p>	<p>平成15年度予算政府案に領事出張サービスの関連経費も併せ3,000万円を盛り込んだ。また、第4頁の2.(3)に言及されている訓令にて領事出張サービスの積極的实施を指示済み。</p>	<p>所要の予算手当・訓令発出がなされている(平成14年度は13年度に比較して実施回数も増加し、兼轄国への実施地域数も倍増)。出張サービスの拡充に加え、安全情報の配信サービス等のための電子メールアドレスの登録を邦人に呼びかけたところ、15,000名を超える登録があった、滞在外国人に特定外国語の履修義務等が課されたことに対し、国際的な企業における例外措置を任国当局に申し入れて実現させる事例など、より積極的な対応も認められる。</p>
<p>(4) 領事業務実施体制の強化【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p> <p>各在外公館に原則として最低1名の専任領事を配置する等、領事業務実施体制の強化を図る。そのための手段として、出向者及び派遣員等の支援要員を含む在外公館内での配置状況を見直す。</p>	<p>在外公館内部での人員配置見直しに際しては、通信部門等からの配置換えもしくは兼務に加え、出向者及び支援要員についても検討する。</p>	<p>領事担当官が警備対策官を兼ねる公館が多数あるなど、領事業務を適切に実施するための体制、特に人的体制に問題があり、早急に対応を検討する必要がある。</p>
<p>(5) 領事業務へのITの活用</p> <p>インターネットによる在留届の提出受付システムを導入する。【直ちに検討に着手、本年12月末までに計画策定】</p> <p>旅券申請のオンライン化を推進する。当面、日本国内でのオンライン化を先行させるが、在外におけるオンライン化についても検討を行う。【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】</p>	<p>インターネットを通じ在留届の提出受付システムは、段階的運用を開始することとし、本年3月下旬に複数公館を対象に運用を開始する。4月中旬には全公館でインターネットによる在留届の提出が可能となる予定。</p> <p>自宅等に置かれたパソコンからの日本国内での旅券発給申請についてはシステムの概要が決まり開発及び実証実験等に着手した。他方、在外公館発給分の旅券申請をインターネット経由で行うことについては個人認証のあり方との関係等につき検討したところ、現状では確実</p>	<p>実施可能状態となっており、今後の運用状況を見守る必要がある。</p> <p>作業中。</p>

<p>領事部門での在外公館メールマガジン配信サービスの拡充を図る。現在、32公館で実施されているところを、本年度中に62公館に拡充する。【直ちに作業に着手、本年度末までに達成】</p>	<p>な本人認証手段の確保が困難であることから更に検討する必要がある。</p> <p>在留邦人向けメールマガジン配信サービスの拡充については、本年度中を目途に開始できるよう準備中。現在、在留届提出者に対する緊急時メール送信サービスを本省サーバーを用いて実施する対象公館を拡充しよう検討中であるが、既に実施中の公館とのシステム上の整合性をとるべく作業中。</p>	<p>作業中。</p>
<p>(6)領事業務の限界【本年12月末までにガイドライン作成・公表】</p> <p>領事業務の範囲についての基本的な概念と個別事項ごとの基準を策定・公表し、国民への周知徹底を図る。</p>	<p>昨年1月より、領事移住部長の研究会である「領事法制研究会」を在外公館等から寄せられた論点をもとに毎月1回程度の頻度で開催し、領事業務の法的側面について検討中。右検討結果や昨年12月の海外交流審議会の議論を踏まえて、領事業務の範囲についての国民向けパンフレットを本年3月末に発表する予定。同パンフレットは、在外公館や各都道府県の旅券担当窓口に配布するほか、広報用資料として領事関係の各種イベント、セミナー等で活用する予定。</p>	<p>実施済みであるが、今後、随時、想定される事例等について更なる検討を加え、適正な領事業務の遂行を図ることが必要である。</p>

X. 政策立案過程などの透明化

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 説明責任・透明化</p> <p>(1) 情報公開への積極的対応</p> <p>行政文書の開示・不開示審査に当たっては、「原則開示」という情報公開法の趣旨に基づいて判断する。【直ちに実施】</p> <p>開示手続の迅速化のため、要員面を含む体制強化を図るとともに、情報公開に関する研修等を企画・実施し、省員の情報公開制度への理解を深める。【直ちに実施】</p> <p>情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとなるように、「利用の手引き」を作成し、また「情報公開ホームページ」を更新する。【直ちに検討に着手、本年12月末までに実施】</p>	<p>情報公開法の趣旨に沿った開示請求審査を既に実施中。（例：従来、公開されていなかった「昭和天皇と連合軍最高司令官マッカーサー元帥の会談記録（1945年9月27日分）」を昨年10月に公開した。）</p> <p>情報公開事務の合理化と迅速化を目的として、既に全部開示の決定を行った行政文書に対する情報公開請求については、原則として、主管課の事務を省略し、情報公開室において開示決定の作業を行うこととした。</p> <p>体制強化については、平成15年度に向けて情報公開室の職員の定員増を要求し、当面の間2名の増員が認められた。</p> <p>また、各課室に対しては、情報公開室との連絡を密に行うための連絡窓口要員の再指定を指示した。情報公開に関する研修については、在外公館勤務を予定している他省庁からの出向者に対して、また、新たに赴任する大使に対してブリーフィングを行い、情報公開に関する意識を高めている。</p> <p>昨年12月、4回にわたり省内の情報公開担当職員及び情報公開に関心を持つ職員を対象とした研修を実施した。これとあわせて、各課室に配布している「情報公開事務手続マニュアル」を改訂した。</p> <p>「利用の手引き」の作成・「情報公開ホームページ」の更新に関しては、情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとするように、開示請求の基本的な手続について説明した「利用の手引き」を作成した。また、従来の「情報公開ホームページ」を一新して、これまで質問が多かった事項についてのQ&Aを大幅に拡充し、利便性の高いものとした（昨年未実施済み）。</p>	<p>問題は、結果であって、1945年の記録が現在に至るまで公開されていなかったこと自体が問題であろう。法律の趣旨に即した適正・迅速な処理の結果を出すことが強く求められるし、開示状況が法の趣旨にかなったものとなっているか、定期的に適性・迅速な処理結果となっているか確認すべきである。</p> <p>開示手続上に問題点があることが認識されており、これを改善するため、研修で手続の迅速化の必要性を強調するなど、担当部局において迅速化のための措置を講じていることは認められるが、問題は、その結果であり、上述のとおり、適正・迅速な処理の結果を出すことが強く求められる。</p> <p>相当の措置が執られている。</p>
<p>(2) 外交記録文書公開の透明化・迅速化</p> <p>外部の歴史家や外交専門家からなる「外交記録公開諮問委員会」を設け、「30年」を越えた文書の中から、歴史的資料として価値の高いものを選定し、右について迅速な審査を行い公開又は</p>	<p>計16回に亘り、これまで約1万1千冊を既に公開済み。昨年12月24日、第17回公開で更に572冊を公開し、公開冊数は計11,397冊となった。</p>	<p>外交記録公開諮問委員会は本年4月1日に設置されているが、現時点で委員が選任されておらず、手続・権限等からして、迅速・適正な公開が可能となるのか疑問であり、再考すべきである。</p>

外交史料館に移管する。(それ以外の文書については、情報公開制度を適用する。)**【直ちに作業に着手、平成14年度末までに「外交記録公開諮問委員会」を設置】**

この方法により、公開の進捗状況を見て、外交記録公開の「30年原則」をさらに短縮することを検討する。そのために審査体制を強化する。**【直ちに検討に着手、平成15年度中に結論】**

外交交渉の経緯などを歴史的視点に立ちながら文書化する仕組みにつき検討する。**【直ちに検討に着手、本年度末までに結論】**

(3) 国民への説明

ホームページの活用(上記 .3.参照)
パブリックコメントの実施(上記 .2.(3)参照)
外交政策に関する重要文書の公開(上記 .3.参照)
在外公館で実施した政策については、政策評価の一環として評価し、結果を公表する。(下記 .1.参照)

政策決定プロセスにおける政策担当部局と外務報道官組織との連携をより緊密にすることにより、より国民に対して開かれた、透明性の高い政策の策定体制及び正確かつスピーディーな情報発信体制を強化する。**【直ちに実施】**

平成14年度中に設置する必要がある「外交記録公開諮問委員会」については、委員候補のリストを策定中。

外務省編の外交資料集『日本外交文書』の編纂刊行を更に促進するとともに、重要外交案件に関するオーラル・ヒストリー事業を平成15年度から開始するなど国民への情報提供サービスの一層の拡充を図る。

昨年からの戦後期『日本外交文書』の刊行を開始。まずサンフランシスコ平和条約に関する「調書」(全5巻)の復刻刊行を終え、目下、同条約関係記録に基づくシリーズを編纂中(平成15年度刊行予定)。平成15年度からは「戦後編纂委員会」を立ち上げ、更に促進。戦前期についても、「日中戦争」、「三国同盟」などの特集方式を活用して編纂刊行を加速。

特定の外交案件や対外的事件の処理などに関し、省内関係部局や在外公館の対処ぶり、経緯・背景・政策決定過程などの諸点につき関係者からの聴取により記録を作成し、将来への参考事例として省内に提供するオーラル・ヒストリー事業に着手。

(上記 .3.参照)
(上記 .2.(3)参照)
(上記 .3.参照)
(下記 .1.参照)

すでに省内各局部に報道・広報戦略担当を指名し、それら局部と外務報道官組織との連携強化を図っている。

具体的な結果を見ておらず、実施状況を見守る必要がある。30年原則の短縮について、積極的に対応するとともに、検討結果を早急にまとめて実施に移す必要がある。

本年度において実施予定であり、状況を今後見守る必要がある。

積極的な対応を望む。

上記 .3.参照
上記 .2.(3)参照
上記 .3.参照
在外公館に対して訓令は発出されているが、結果が出されておらず、結果の公表手続等も不明であり、今後、状況を見守る必要がある。

政策担当部局と外務報道官組織との積極的な連携強化が図られており、情報発信体制は強化されている。

2. 外部意見の政策への反映**【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】**

外務省顧問の外交アドバイザーへの改組については、法令の改正も視野に入れ検討する。

外務省顧問の改組については、他省庁での慣行も参考にしながら、運営上の改善について引き続き検討していく。

他方、外交アドバイザー構築については、これまで重要な外交テーマに関し有益な議論を行っている「外交政策評価パネル」を全面的に活用する方向で検討中。

外交アドバイザーに求められる役割・機能が外務省顧問のそれと異なるものであること(例えば、前者は報告書を作成し公表することが求められているが、後者は基本的に外部に明らかにしないとされている。)を前提とした上で、早急に適材の確保を図るべきである。

外交政策評価パネルは、外務大臣の「開かれた外務省のための10の改革」により明確にされているとおり、政策をレビューする役割を果たすこととされており、主たる目的が異なるので、全面的に、外交アドバイザーとして活用することは疑問が残る。

<p>主要な外交政策の企画・立案に資するため、民間有識者の意見を求めるシステムにつき、いかなる形が効果的であるか、早急に検討を進める。それまでの間、既存の勉強会などを積極的に活用し、外部意見の政策への反映を行っていく。</p>	<p>上記結論を出す作業の一環として、省内で既に設置されている各種私的懇談会、勉強会の実態を調査した。</p>	<p>調査はなされたところ、早急に検討結果を出し、それに基づく実施が望まれるものであり、今後もその状況を見守る必要がある。</p>
<p>3. 内部通報制度の整備 【本年8月1日から実施中】</p> <p>省内及び在外公館の業務及び運営状況、会計処理状況、職員の服務状態等に関して職員から意見・提案を監察査察官が受け付ける「監察査察意見提案窓口」を設け、運用を開始した。これに寄せられた意見等のうち、問題の認められたものについては調査を行った上で、重要なものについて、次官もしくは大臣に報告する。</p> <p>受け付けた意見等の保秘には万全を図るとともに、意見等を述べたことをもって不利益になることがないよう配慮する。</p>	<p>昨年8月1日より運用を実施。</p>	<p>調査及びこれに対する対応を含め実施済み。一定期間毎に状況、特に対応状況を確認・評価すべきである。</p> <p>実施済み。</p>

XI. 危機管理体制の整備

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 本省の危機管理体制の整備</p> <p>本省の危機管理体制の整備を早急に行う。【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】</p> <p>それまでの間，危機管理については総合外交政策局を中心に強化する。具体的には，審議官レベルの者を危機管理官として指名すると共に，危機管理担当の企画官の要求を平成15年度予算要求に盛り込む。【本年9月中に危機管理官を発令。危機管理担当企画官は平成15年度機構・定員要求に反映】</p> <p>サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制を強化する。【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】</p> <p>関係国との連携を深め，危機管理外交を一層強化する。この関連で，国際テロ対策担当大使の活用を図る。【直ちに実施】</p> <p>危機管理の事例について，ケース・スタディーを充実させ，危機管理事例についての調査報告書の作成について検討する。【直ちに着手，検討結果を本年12月末までにまとめる】</p> <p>2. 情報収集・分析能力の向上と政策への反映【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】</p> <p>危機の予見能力を向上させアクションにつなげる。また，緊急情報の伝達チャネルの点検を行う。この関連で，例えば，テロ情報については，大臣官房，総合外交政策局，国際情報局，領事移住部を恒常的メンバーとし，関係地域局を加えた「国際テロ情報収集分析委員会」を省内に立ち上げて定期的に会合を持ち，危機に結びつき得る事態を事前に察知し，取るべき措置を検討する。</p> <p>3. 在外公館での情報収集能力の向上【直ちに実施】</p>	<p>本年1月6日大臣官房総務課内に危機管理調整室を新設し危機管理体制を整備した。</p> <p>平成15年度機構要求にて危機管理担当の企画官の要求を盛り込んだが，認められず。</p> <p>昨年9月30日付けで北島官房長を危機管理官に発令。</p> <p>主要国との間での大使レベルのテロ協議を実施。（米，豪（2回），韓国，露とは実施済み）。また，国際テロ対策担当大使は，米，インドネシア（2回），マレーシア，フィリピン，タイを訪問し，関係機関とテロ対策等に関し意見交換を行った。</p> <p>平成15年度政府原案にて危機管理外交にかかる経費として約190万円を計上。また，在外公館危機管理体制強化費として約250万円を計上。</p> <p>昨年9月26日，「国際テロ情報収集分析委員会」（委員長：茂田国際テロ対策担当大使）及び「国際テロ情報センター」を設立。</p> <p>昨年10月17日に行われた第1回国際テロ情報収集分析委員会では，同年10月12日に発生したバリ島での爆弾テロ事件について，昨年11月26日に行われた第2回国際テロ情報収集分析委員会では，仮にイラクに対する武力行使があった場合のテロ脅威の上昇見積についての分析を行った。これまでに4回の委員会を開催。</p> <p>テロ頻発の事態に鑑み，昨年12月に各在外公館で開催予定の天皇誕生日レセプションについても，テロの不安の高い等場合には，開催を中止し，開催する場合にも厳重な警戒体制を取るよう指示徹底した。</p>	<p>平成14年9月30日，官房長が危機管理官に任命され，その後，危機管理調整室が新設されたところ，今後の組織改革において，審議官クラスの危機管理官を設定することとされたほか，省内のサイバーテロ対策も実施されているところ，その重要性に鑑み，絶えず今後の状況を見守りつつ万全を期することを期待する。</p> <p>実施済み。</p> <p>本年度実施予定であるところ，先例が今後の整備に役立つものになることが期待される。</p> <p>国際テロ情報収集分析委員会」の設立・開催，「国際テロ情報センター」の設立，在外公館におけるレセプション等における警戒体制に関する指示の徹底などの措置が執られている。</p>

在外公館での情報収集能力の向上を図る。そのため、任国政府関係者や外交団、マスコミのみならず、NGO、企業、在留邦人等と幅広く接するよう努め積極的な意見交換を行う。

情報収集・分析を重点的に行うべきイシューや問題意識を在外公館に公電等を通じ伝達することとしている。また、情報源の一層の開拓に努めるよう指導を行っている。

機会ある毎に指示等がなされていることは認められるが、情報収集能力の向上が認められたかどうかは、今後、評価されるべきであろう。

更に、情報収集・分析を重点的に行うべき事項等について赴任前の大使・公使、総領事、政務担当参事官・書記官等に機会ある毎にブリーフを実施。

4. 在外公館の警備体制の改善【直ちに検討に着手，平成15年度以降の概算要求に反映】

警備官・警備員の配置拡充については、7月4日に発表した在外公館の警備体制の改善のための5カ年計画の実施を進める。

日本人による警備を強化するため、5ヶ年計画（日本人警備要員を5ヶ年で100名増員する等）を作成した。これを実施するため、平成15年度政府予算案にて関連経費が盛り込まれた。また、その他の施策についても、可能な限り日本人本官による一層の警備強化を図っていく考え。

警備要員数及び警備関係予算の増が認められているが、警備の必要性・重要性がより一層高まっている現在、警備対策官が領事業務を兼ねる公館が多数あるなどの実情などに鑑み、警備の実施に万全な組織・体制となっているか確認すべきである。

警備対策室については、可能な限り実員拡充と警備専門家の配置増に努める考え。また、警察庁より1名出向を得ているが、防衛庁よりも1名を得る方向で調整の予定。更に、今後とも可能な限り外務省プロパーの警備専門家を計画的、組織的に育成する考え。

XII. 政策構想力の強化

外務省改革「行動計画」	進捗状況（外務省）	見直し状況（変える会）
<p>1. 外交戦略目標の設定及び政策評価</p> <p>外務大臣を中心として、日本の外交戦略目標を設定する。そのとりまとめを総合外交政策局が担当する。各局課は、その外交戦略目標を踏まえ、各年度の重点外交施策を設定し、概算要求に反映させる。総合外交政策局において年度末にはその実績を評価し、大臣、次官に報告する。【本年12月末までに方針決定、平成15年度より実施】</p> <p>総合外交政策局内に政策評価を行う組織を設ける。 【平成15年度機構要求に反映】</p> <p>在外公館においても各館が果たすべき館務目標を設定するとともに、本省に政策提言を積極的に行う。【直ちに実施】</p> <p>外部有識者からなる外交政策評価パネルを設置し、外交政策をレビューし、議論の成果を公表する。【直ちに実施】</p> <p>政策構想力の強化は、外交推進の最重要課題であり、上記の措置の実施状況を見つつ、組織のあり方を含め引き続き検討する。 【直ちに着手】</p>	<p>とりあえずの措置として、総合外交政策局にて平成15年度概算要求プロセスの参考資料として当面の重点外交課題に関する簡潔な資料を作成。平成15年度以降の方針等については検討中。外交戦略目標設定のたたき台となるペーパーについて総政局を中心に作成を開始。</p> <p>政策評価のうち総合評価を総合外交政策局総務課にて実施することとなった。</p> <p>在外公館に公電を発出し、今年度の業務実績を回顧した上で、今年度末までの業務目標を作成するよう指示。各在外公館より順次回答あり。同様の内容を今年度の館内情勢報告を求める在外公館宛ての訓令にも盛り込んだ。</p> <p>第1回会合を昨年8月21日に開催済み。各委員の関心事項を共有すると共に、今後の議論の取り進め方を議論した。第2回会合は、昨年10月29日及び同年11月12日に対中政策をテーマとして開催。第3回会合を本年1月16日に開催。（テーマ：国連外交）。第4回会合を3月28日に「東南アジア外交」をテーマに開催予定。</p>	<p>現時点までに執られている措置は取りあえずのものである。外務省にとって最優先・最重要課題でもあることから、今後、積極的かつ早急な実現を図るべきである。</p> <p>評価組織は大臣官房内に設置されたが、実施可能な陣容となっているか、疑問が残る。事後評価も政策構想力の強化に極めて重要であるので、今後一層の強化が図られるべきである。</p> <p>在外公館に対して訓令は発出されているが、結果が出ておらず、今後、状況を見守る必要がある。</p> <p>若手有識者等による議論がなされているが、外交政策評価パネルの活動結果報告は今後なされる予定であるので、上述の省内の評価と省外の評価を併せることにより強固な外交戦略目標の設定・実施に資することを期待する。</p>
<p>2. 総合外交政策局の機能強化【直ちに実施】</p> <p>総政局を中心に外交政策の方向性を総合的にレビューし、中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化する。また、個別の具体的重要政策の立案に関与するとともに、主管局による外交方針の策定に際して、場合によっては代案の提示を行うなどの機能を発揮させる。そのため、総合外交政策局への企画官クラスの増員を含め、体制を強化する。</p>	<p>総合外交政策局を筆頭局として強化し、政策立案・総合調整の中核組織として機能させていくための再構築については、組織・機構改革の中で検討中。</p> <p>上記1.及び下記3.（国際情報局の機能強化）を通じて総合外交政策局の役割を高める。平成15年度政府原案において定員（新規6名、見直し解除2名）が認められた。</p>	<p>総政局を筆頭局とすることが明言され、かつ、他局の局議への参加などを通じて、他局との連携の強化が図られ、機能強化が図られている。しかしながら、期待される政策構想力の強化の観点からすると、緒に就いたという段階であり、今後、最優先・最重要課題の解決のため、これまでに比し、一層の努力・強化が求められるところであり、今後予定されている機構改革とあわせながら、更なる強化を図るとともに、地域別・分野別政策の調整能力の強化などに関して、今後その体制を</p>

<p>また、総合外交政策局より他局の局議に参加し、各局との連携を強化する。</p>	<p>総合外交政策局より他局の局議への参加は、実施済み。今後これを拡充し、地域別政策、分野別政策の調整能力を強化するため、総合外交政策局総務課の体制強化につき検討。</p>	<p>一層強化していくことが急務である。</p>
<p>3. 国際情報局の機能強化【直ちに実施】</p> <p>(1) 国際情報局による情報分析を具体的外交政策の立案に当たり積極的に活用するシステムを構築する。具体的には、総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などに国際情報局が準備の段階から参画する。また、政策部局（総合外交政策局及び地域局）と国際情報局との連絡・情報の共有を一層進める。</p> <p>(2) 地域局の地域調整官に対し、国際情報局との併任を発令する（専門職員の積極的な活用）</p> <p>(3) 国際情報局は国内外有識者との意見交換等を通じて、外部有識者等の知見を一層積極的に活用し、また、国内外有識者との間でネットワークを広げ、情報・分析機能を高めるとともに、有識者に対する発信機能も強化する。</p>	<p>政府部内及び省内政策決定ラインによる的確な意思決定に必要な質の高い客観的・総合的な情報及び分析を提供すると同時に、我が国における唯一の対外情報収集・分析部門としての機能を強化するための国際情報局の再編案については、組織・機構改革の中で検討中。</p> <p>総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などに国際情報局が準備段階から参画している。また、政策部局が主催する会議等への国際情報局の参画、及び国際情報局が主催する会議等への政策部局の参画を一層進めている。</p> <p>11名の地域調整官及び2名の専門官が国際情報局に併任発令され、同局の業務に参画している。</p> <p>上記の地域調整官等を通じて、外部有識者とのネットワークを広げ、発信にも努めていく。教授クラスを含む若干名の外部有識者のスタッフとしての活用を強化。</p>	<p>実施済のものもあるが、国際テロ機構改革により国際情報局から「国際情報統括官」組織への再編構想をも踏まえ、政策部局と国際情報局とのより一層の連絡・情報の共有化に努めるべきである。</p> <p>実施済み。</p> <p>より一層の努力を望む。</p>
<p>4. 政策情報の一元化【直ちに着手】</p> <p>下記 XIII. 1. の「外務省 IT 推進 3 年計画」の中で外交政策に関する情報を省内で広く共有するための体制作りを進める。</p>	<p>現在、省内 LAN ホームページで共用のデータベースに登録された「各国・地域情勢」、「内外経済データ」、「貿易統計」、「国際約束・経済ミュニケ」等の閲覧が可能。しかしながら、現状では不十分であり、今後、このような情報共有を拡充し、システムの拡充を図る予定。</p>	<p>体制作りの途上であり、今後、その実施状況を見守る必要がある。</p>
<p>5. 外部シンクタンクの有効活用【本年12月末までに方針決定、平成15年1月より実施】</p> <p>国際問題研究所を中心とした外部シンクタンクの一層の活用、外務省と外部研究者との交流、研究の活発化を図る。</p>	<p>昨年9月、国際情報局審議官を長に、国際問題研究所の役割・あり方を検討する省内チーム「日本国際問題研究所活用検討委員会」を設置し、これまで8回の会合を重ね検討を進めた。</p> <p>対象となる外交シンクタンクの財政状況が厳しいため、経営のための合理化に併せ、如何なる活用策（例えば、政府が直接主催することが困難なトラック II 型の国際会議の開催や、比較的経費のかからない BBL (ブランチ・ランチ・ミーティング) の開催等) があるかを検討中。このため、結論は今年度末までに出す考え。</p>	<p>国際問題研究所の役割・在り方について結論が得られていないが、外部シンクタンクの活用は極めて重要な課題であり、今後、早急に対応すべきである。</p>

<p>6. 省内での政策提言の促進【本年12月末までに方針決定，平成15年1月より実施】</p> <p>総合外交政策局内に省員からのメール又は書面による政策提言提出の窓口を設ける。提出された意見は，同局による政策立案，代案策定の参考とする。</p>	<p>本年2月7日， 監察査察室のメールボックスを参考として，同様のメールボックスを総合外交政策局内に設置し， メール及び書面での提出の受付を開始した。</p>	<p>提言提出の手續は確保された。今後，省員からの活発な提言が期待される。</p>
<p>7. 首脳外交体制の強化【直ちに実施】</p> <p>G8サミットを含め，首脳外交を支援する体制を一層拡充する。かかる取組の一環として，総合外交政策局の主催の下，首脳外交戦略策定会議を定期的に開催し，G8サミットを始めとする，二国間，多国間の首脳会談・会合についての戦略を議論し，策定する。</p> <p>グローバリゼーションの流れが加速し，G8サミットが果たすべき役割は多岐に亘ってきている。このため，シェルパ（首脳個人代表）は関係省庁等とも広く連携し，日本としての提言とりまとめを行うなど，更に効果的かつ戦略的にその役割を遂行し，総理を補佐する体制を強化する。</p>	<p>ASEM首脳会合，APEC首脳会合に向けた戦略会議をそれぞれ総合外交政策局長主催で実施した。また，G8サミットについても，経済担当外務審議官主催で関係局長から成る検討会議を随時開催。本格的な「首脳外交戦略策定会議」の構成，運営方法等については引き続き検討中。</p> <p>首脳個人代表である経済担当外務審議官主催で従来より行ってきた関係省庁（内閣府，財務省，農林水産省，経済産業省）との定例懇談会（毎週）をサミット準備プロセスの一環としてより積極的に活用しているほか，様々な分野・局面において，関係する省庁との連絡・協調関係を緊密化する等して「オール・ジャパン」でのサミット外交の推進に努めている。</p>	<p>相応の実施がなされていると認められるが，なお，一層の強化を望む。</p>
<p>8. 外務大臣補佐体制の整備・強化【直ちに検討に着手，本年12月末までに結論】</p> <p>外部人材の起用及び総合外交政策局を活用した外務大臣補佐体制の整備・強化を図る。</p>	<p>総合外交政策局幹部らが随時大臣のアドバイザー的役割を果たしてきている。</p>	<p>主要な外交政策の企画・立案等のため，大臣を補佐する人材を得ること，特に外部からのそうした人材を得ることは極めて重要であり，早急にその実現を図るべきである。</p>